

安全保障理事会決議 2310 (2016)

2016年9月23日、安全保障理事会第7776回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1887 (2009) を想起し、そしてあらゆるその側面において核兵器不拡散条約 (NPT) に対する安保理の固い公約を再確認し、

武器管理および軍縮に関する自らの義務を遂行しそしてあらゆる大量破壊兵器のあらゆる側面における拡散を防止する全ての加盟国の必要性を含む、1992年1月31日の国家および政府の長のレベルでの安保理会合で採択された安保理議長声明 (S/23500) を再確認し、

NPT が、引き続き核不拡散体制の基礎でありまた核軍縮追求のためのそして核エネルギーの平和利用のための欠くことのできない基礎であることを強調し、

大量破壊兵器、およびその運搬手段の拡散が、国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを再確認し、

1996年9月10日の総会決議 50/254 により総会で採択された、包括的核実験禁止条約 (同条約) が、1996年9月24日に署名のために開放され、そして署名国は、その第7項を含む、1996年11月19日の署名国の決議により、包括的核実験禁止条約機関のための準備委員会 (準備委員会) を設立したことを想起する。

発効した普遍的なまた国際的にかつ効果的に検証可能な実験禁止条約が、核兵器の実験的爆発および他のあらゆる核爆発を禁止する最も効果的な方法であること、そして全てのそのような核兵器の実験的爆発および他のあらゆる核爆発を終わらせることが、核兵器の開発と質的改善を制限しそして核兵器の進んだ新しい型の開発を終わらせることになることを認識し、

同条約の早期の発効が、核兵器のない世界の達成に貢献するであろう効果的な核軍縮と不拡散措置

を構成することになることを認識し、

同条約の普遍化に向けて為された進展を歓迎し、183 か国が同条約に署名しそして 166 か国がその批准書を寄託したことに留意し、そしてその批准が同条約の発効に必要である、同条約の添付文書 2 に掲載された 44 か国に関して、数か国の核兵器国を含む、41 か国が同条約に署名しそして 36 か国が署名と批准の両方をしたことに更に留意し、

その世界的な調査においては前例のない、同条約の検証体制のあらゆる要素を築くための準備委員会の加盟国とその暫定技術事務局の取組を歓迎し、国際監視制度（IMS）の設立の完全な発達およびその設立において達成された進展、並びに同条約が発効したならば、その遵守を確保するための独立したそして信頼に足る措置を提供するその能力を示してきた国際データ・センター（IDC）の満足のいく機能を認識し、そして現地査察を実施するのに必要な進んだ技術と兵站的能力を策定すること、実施すること、そして示すことにおける継続した進展を強調し、

同条約の早期の発効を達成することが非常に重要であることまたその緊急性を強調し、

1. 同条約に署名または批准のいずれかをしていない全ての国家、特に添付文書 2 の国家の署名も批准もしていない 8 か国に対し、一日も早くそうすることを促す。

2. 添付文書 2 の国家を含む、全ての署名国家に対し、同条約の普遍性と早期の発効を促進することを奨励する。

3. その中で 5 か国の核兵器国が、NPT の核兵器非保有当事国に対する核兵器の使用に対する安全保障上の保証を与えた、決議 984（1995）に留意した、5 か国の核兵器国のそれぞれによる声明を想起し、そしてそのような安全保障上の保証が、核の不拡散体制を強化することを断言する。

4. 全ての国家に対し、あらゆる核兵器の実験的爆発または他のあらゆる核爆発を実施することを自制することまたこの観点からその一時禁止を維持することを求め、その幾つかは、同条約の発効までの間、国内法令により制定された、国家の国内的な一時禁止を称賛し、そのような一時禁止が、国際の平和および安全に貢献する責任ある国際的な行動の一例であり、そして継続すべきこ

とを強調し、同時にそのような一時禁止は、同条約の発効と同様の恒久的且つ法的な拘束力を有していないことを強調し、そしてその中でこれらの国家が、なかんずく、「核兵器の実験的爆発または他のあらゆる核爆発は、CTBT の目標や目的を挫折させる」ことを指摘した、2016年9月15日の中国、フランス、ロシア連邦、連合王国およびアメリカ合衆国による包括的核実験禁止条約に関する共同声明に留意する。

5. 同条約の検証体制のあらゆる要素の完了に向けた勢いを維持する必要性を強調し、そしてこれに関連して、全ての国家に対し、最も効率的且つ費用効率の高い方法であらゆるその任務を完了することを準備委員会に可能にするため要求された支援を提供することを求め、そして国際監視制度の施設を受け入れている全ての国家に対し、同条約の発効までの間、実験的なまた暫定的な方式で IDC にデータを転送することを奨励する。

6. IMS の施設の建設の完了の状態にある並びにその施設から IDC へのデータの転送の状態に関する IMS の 1 または 2 以上の施設に責任を有する同条約の議定書の添付文書 1 に掲載された国家による準備委員会での国の声明の中の自発的な情報を歓迎し、IMS 施設を受け入れている国家に対し、同条約と準備委員会設立の文言により規定されている時宜を得たやり方で IMS 施設の建設を完了することを奨励し、そして暫定技術事務局に対し、準備委員会に対する署名国家の分担金の状態と同条約の検証体制の完了に対してまた IDC と IMS に対する維持と運用上の必要性に対して署名国により提供されたあらゆる追加の支援について本決議の採択から 180 日以内に全ての署名国家に対して報告書を提出することを招請する。

7. 同条約の発効がなくても、実験的なまた暫定的な方式で運用している、監視および検証体制の分析の要素は、同条約に従ってまた準備委員会の指導の下で国際社会の任意であること、そしてそのような要素は、重要な信頼醸成措置として地域の安定に貢献し、また核不拡散および軍縮体制を強化することを認識する。

8. 同条約の発効は、あらゆるその側面における核兵器の拡散の効果的な予防を通してまた核軍縮に対するその貢献を通して国際の平和および安全の向上に貢献することを断言しそして暫定技術事務局が、国家に対する確実な科学的小および非軍事的利益をもたらすことにおいて、例えば早期の津波警報や地震監視を通して、その実利を示してきたことを認識し、そしてこれに関連して、

準備委員会に対し、これらの利益が、能力構築と検証体制に関する関連する専門知識の共有を通して、同条約に従って国際社会により幅広く共有されることができるとを確保する方法を審議することを奨励する。

9. この問題に引き続き取り組むことを決定する。